

安衛相談 6月24日（水）

問	貸し切りバスの会社なので、労働者はバス運転手が40名ばかりだが、安全衛生推進者が必要か？
答	<p>安全衛生推進者は、労働安全衛生法第12条の2により、一定の規模の事業場ごとに選任が義務付けられているものです。</p> <p>労働安全衛生法第11条第1項の政令で定める次の表の業種は、安全衛生推進者の選任が義務付けられている業種です。</p> <p>これら以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者の選任が義務付けられているものです。</p> <p>安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とされています。</p> <p>また、安全衛生推進者、衛生推進者のいずれを選任しなければならないかについては、この表の区分によることになります。</p> <p>この運送業には、鉄道・軌道・水運・航空業から、道路旅客運送業、道路貨物運送業、運輸施設提供業などその他の運輸交通業まで含まれます。</p> <p>貴社のバス業が、路線バス（一般乗合旅客自動車運送業）であれ、貸し切りバス（一般貸切旅客自動車運送業）であれ、道路旅客運送業であり、安全衛生推進者を選任する義務のある運送業に含まれます。</p> <p>したがって、バス会社も10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は安全衛生推進者を選任する必要があります。</p>

林業、鉱業、建設業、 運送業 、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者
上記以外の事業場	衛生推進者

労基法安衛法の業種区分		日本標準産業分類等
4 (運輸交通業)	4.1 鉄道・軌道・水運・航空業	
	4.1.1 鉄道・軌道業	42 鉄道業
	4.1.2 水運業	45 水運業
	4.1.3 航空業	46 航空運輸業
	4.2 道路旅客運送業	43 道路旅客運送業
	4.2.1 ハイヤー・タクシー業	432 一般乗用旅客自動車運送業
	4.2.2 バス業	431 一般乗合旅客自動車運送業
		433 一般貸切旅客自動車運送業
	4.2.9 その他の道路旅客運送業	439 その他の道路旅客運送業
	4.3 道路貨物運送業	44 道路貨物運送業(444 集配利用運送業、4499 その他の道路貨物運送業(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を除く。)
	4.3.1 一般貨物自動車運送業	441 一般貨物自動車運送業
	4.3.2 特定貨物自動車運送業	442 特定貨物自動車運送業
	4.3.3 貨物軽自動車運送業	443 貨物軽自動車運送業
		4499 その他の道路貨物運送業(無償貨物自動車運送業を除く。)
	4.3.9 その他の道路貨物運送業	4499 その他の道路貨物運送業(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)
4.4 その他の運輸交通業		
4.4.9 その他	485 運輸施設提供業	